

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度 ものづくり現場 IoT 推進リーダー育成塾実施業務（経営層の IoT 等活用戦略の作成）（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

社会的に、AI/IoT、ロボティクス等のデジタル技術やビッグデータを活用したデジタルトランスフォーメーションと呼ばれる潮流が到来している。（公財）ひろしま産業振興機構（以下「本財団」という。）では、広島県内のものづくり中小企業においてもこの潮流を捉えて、まず、IoT等のデジタル技術を活用したものづくり現場の生産性向上へ取り組めるよう、ものづくり現場の人材育成事業「ものづくり現場 IoT 推進リーダー育成塾」（以下「IoTリーダー塾」という。）を実施している。本業務は、このIoTリーダー塾のカリキュラムの一環として、設備投資の判断権者である経営層がコミットする中長期のIoT等活用戦略の作成を支援するものである。

併せて、本財団において受講者へのフォローアップ及びものづくり中小企業のIoT等デジタル化の指導、相談対応ができるよう、本業務のプロセスを活用して、本財団スタッフの知見・スキルの向上を図るものである。

(3) 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年1月17日（水）まで

(5) 事業費予算上限額

5,505,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式①）提出期限

令和5年4月21日（金）17時【必着】

(2) 委託仕様書等に対する質問書（様式②）提出期限

令和5年4月28日（金）17時【必着】

(3) 上記（2）に対する回答日等

令和5年5月2日（火）までに、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 企画提案書類提出場所及び期限

① 提案書提出場所

公益財団法人ひろしま産業振興機構

② 提案書提出期限

令和5年5月15日（月）17時【必着】

③ その他

ア 企画提案書類の差替えは、上記②の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

イ 企画提案書類を取り下げる場合は、取り下げ願い書（様式③）を提出するものとする。
なお、企画提案書類提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書（様式③）を提出するものとする。また、取り下げ願い書（様式③）の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

ウ 提出期限までに企画提案書類を提出しない者は、辞退したものとみなす。

（5）公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

公募型プロポーザル参加資格確認申請書	（様式①）
会社概要説明書	会社パンフレット
登記事項証明書	受付日前3か月以内に発行されたもの（写し可）
財務諸表	最新決算年度の貸借対照表、損益計算書
納税証明書	「県税及び地方法人特別税」、「消費税及び地方消費税」について滞納・未納がないことを証明する書面（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。（写し可）） ただし、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、広島県に対して納税義務がない場合は、「県税及び地方法人特別税」に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。

※ なお、広島県の「令和4～6年物品・委託役務競争入札参加資格」を持っている場合は、登記事項証明書・財務諸表・納税証明書の提出は必要ないものとする。

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。

（6）公募型プロポーザル参加資格確認を有しないとされた者に対する理由説明等について

- ① 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知において、参加資格を有しないとされた者は、公益財団法人ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター ものづくり人材育成センターに対してその理由説明を求めることができる。
- ② この説明を求める場合は、令和5年4月26日（水）17時まで、その旨を電子メールにより申し出ること。
- ③ 上記に対する回答は、令和5年4月27日（木）までに、電子メールにより行う。

（7）委託仕様書等について

- ① 委託仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2（2）委託仕様書等に対する質問書提出期限」までに、委託仕様書等に対する質問書（様式②）を電子メールにより提出すること。
- 【送付先アドレス】 h-jinzai@hiwave.or.jp
- その際、件名を、「ものづくり現場 IoT 推進リーダー育成塾実施業務（経営層の IoT 等活用戦略の作成）についての質問」とし、メール送信後、公益財団法人ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター ものづくり人材育成センターへ電話により着信の確認を行うこと。
- 【電話】（082）240 - 7716
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ電子メールにより回答する。
- （8）最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受け取った者は、公益財団法人ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター ものづくり人材育成センターに対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和5年5月29日（月）17時までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和5年5月30日（火）までに、書面により行う。
- （9）支払条件
- 業務完了後の一括払とするが、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができる。
- （10）手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- （11）参加者の負担について
- 申請書等及び企画提案書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- （12）申請書等及び企画提案書類に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書等及び企画提案書類を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- （13）提出された企画提案書類について
- ① 提出された企画提案書類は、返却しない。
- ② 企画提案書類は、本業務受託候補者の選考以外に企画提案書類の提出者に無断で使用しないものとする。
- （14）公募型プロポーザルに関し、本財団から受領又は閲覧した資料等は、本財団の了解なく公表又は使用してはならない。
- （15）提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、公募型プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

（1）契約の締結

最優秀提案者と提出された企画提案書類を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本財

団の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書類の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、企画提案評価が次点の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約事項に関する規則

公益財団法人ひろしま産業振興機構財務規程に基づき執行する。

4 添付書類

(1) 公告

(2) 委託仕様書

(3) 業務委託契約書（案）、業務委託契約約款及び個人情報取扱特記事項

(4) 企画提案書作成要領

(5) 企画提案 評価基準

(6) 本説明書に定める様式類

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式①）

委託仕様書等に対する質問書（様式②）

取り下げ願い書（様式③）